

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例概要

項 目	改 正 案	現 行	施行期日										
特別区民税	<p>1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替</p>	<p>給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除額を一律10万円引き上げる。</p> <p>【給与所得控除額】 A万円－10万円</p> <p>【公的年金等控除額】 B万円－10万円</p> <p>【基礎控除額】 43万円（＝33万円＋10万円）</p> <p>※ 所得金額調整控除 給与所得と年金所得の双方を有する者について、片方に係る控除のみが減額されるよう措置</p>	<p>前年中の収入金額から所得計算上の控除（給与所得控除等）を行い、所得金額を算出する。</p> <p>【給与所得控除額】 A万円（収入金額によって段階的に変動）</p> <p>【公的年金等控除額】 B万円（収入金額によって段階的に変動）</p> <p>所得金額から人的控除等（基礎控除等）を行い、課税所得金額を算出する。</p> <p>【基礎控除額】 33万円</p>	平成33年1月1日									
	<p>2 基礎控除の見直し</p>	<p>基礎控除について、特に高額所得がある者に限って控除を逡減・消失させる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">前年の所得割の納税義務者の合計所得金額</th> <th style="width: 30%;">基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td style="text-align: center;">43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td style="text-align: center;">29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td style="text-align: center;">15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td style="text-align: center;">適用なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 合計所得金額が2,500万円超の者に係る基礎控除が消失することに伴い、調整控除を適用しないこととする。</p>	前年の所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし	〔新設〕
前年の所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除額												
2,400万円以下	43万円												
2,400万円超2,450万円以下	29万円												
2,450万円超2,500万円以下	15万円												
2,500万円超	適用なし												

<p>1 税率の引上げ</p>	<p>税率を、平成30年10月1日から3段階で引き上げる。</p> <p>【旧3級品以外】</p> <table border="1" data-bbox="488 304 1137 488"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率 (1,000 本当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>5,692円</td> </tr> <tr> <td>平成32年10月1日</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>平成33年10月1日</td> <td>6,552円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【旧3級品】</p> <table border="1" data-bbox="488 568 1137 707"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率 (1,000 本当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>平成31年10月1日</td> <td>5,692円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 旧3級品については、平成31年4月1日に予定されている税率の引上げを、平成31年10月1日実施に延期する（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用）。</p>		税率 (1,000 本当たり)	平成30年10月1日	5,692円	平成32年10月1日	6,122円	平成33年10月1日	6,552円		税率 (1,000 本当たり)	現行	4,000円	平成31年10月1日	5,692円	<p>【旧3級品以外】</p> <p>1,000本当たり <u>5,262円</u></p> <p>【旧3級品（※）】</p> <table border="1" data-bbox="1167 568 1816 707"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率 (1,000 本当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日</td> <td>5,262円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこ</p>		税率 (1,000 本当たり)	現行	4,000円	平成31年4月1日	5,262円	<p>平成30年10月1日</p>
	税率 (1,000 本当たり)																						
平成30年10月1日	5,692円																						
平成32年10月1日	6,122円																						
平成33年10月1日	6,552円																						
	税率 (1,000 本当たり)																						
現行	4,000円																						
平成31年10月1日	5,692円																						
	税率 (1,000 本当たり)																						
現行	4,000円																						
平成31年4月1日	5,262円																						
<p>2 加熱式たばこの課税方式の見直し</p>	<p>喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設する。</p> <p>1 区分 加熱式たばこ</p> <p>2 課税方式の見直し 加熱式たばこの課税標準は、次の「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算した合計本数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重量の要素 フィルターその他の一定の物品を含まない重量のうち、当該重量0.4gをもって、紙巻きたばこの0.5本分とする。 	<p>〔新設〕</p>	<p>平成30年10月1日</p>																				

・ 価格の要素

紙巻たばこの1本当たりの平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの0.5本分とする。

3 その他

課税方式の見直しについては、平成30年10月1日から実施、5段階かけて段階的に移行する。

	換算方法（旧）	換算方法（新）
現行	旧換算方法×1.0	—
平成30年10月1日	旧換算方法×0.8	新換算方法×0.2
平成31年10月1日	旧換算方法×0.6	新換算方法×0.4
平成32年10月1日	旧換算方法×0.4	新換算方法×0.6
平成33年10月1日	旧換算方法×0.2	新換算方法×0.8
平成34年10月1日	—	新換算方法×1.0